

## 山口市徳地診療所等指定管理者募集要項

山口市徳地診療所及び山口市串診療所（以下「徳地診療所等」という。）を一体的に管理する指定管理者を募集します。

### 1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

#### (1) 名称及び所在地

名称	所在地
山口市徳地診療所	山口市徳地堀1561番地1（徳地地域複合型拠点施設1階）
山口市串診療所	山口市徳地鯖河内1629番地1

#### (2) 施設の設置目的等

地域医療の充実及び住民の健康の保持増進のため、へき地である徳地地域に医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に定める診療所を設置するとともに、指定管理者制度を導入することにより、民間医療機関の知見を生かした地域医療の安定的かつ継続的な提供を図ります。

#### (3) 診療時間等

診療所の診療科目、診療日及び診療時間は、次の内容を軸に、指定管理者と協議し決定します。

##### ① 診療科目、診療日及び診療時間

名称	診療科目	診療日	診療時間
山口市徳地診療所	内科	月曜日から土曜日 まで	午前8時30分から午後0時30分まで及び午後2時から午後6時まで（ただし、木曜日及び土曜日は、午前8時30分から午後0時30分まで）
山口市串診療所		水曜日	午後1時30分から午後3時まで

##### ② 休診日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで。

## 2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

- (1) 診療に関すること。
- (2) 福祉・保健機関との緊密な連携により、公衆衛生の向上及び健康増進に寄与すること。
- (3) 利用料金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 診断書又は証明書を交付するときの手数料の徴収に関すること。
- (5) 診療所の施設、付属設備及び備品等の維持及び修繕に関すること。
- (6) その他、別紙仕様書に定める業務

## 3 指定の期間

令和4年11月1日から令和7年3月31日までの予定とします。

※開始日は、徳地地域複合型拠点施設の工事の進捗に伴い、変更となる場合がある。

※法令及び関係条例等に違反する等、管理を継続させることが適当でないとする場合、指定を取り消すことがある。

## 4 利用料金制及び手数料の徴収

- (1) 指定管理者は、診療報酬等の利用料金収入及び指定管理料をもって、診療所の管理運営を行うこと。
- (2) 診断書又は証明書を交付したときの手数料（診断書料等）は、本市の歳入とすること。

## 5 指定管理料予定額（上限額）

2年5カ月間の総額の上限額： 20,000,000円（予定）  
（消費税及び地方消費税を含む）

※詳細は、山口市徳地診療所等指定管理者仕様書P6参照

## 6 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体とします。

- (1) 診療所の管理業務に知識と経験を有し、山口市徳地診療所整備計画を踏まえ、徳地診療所等の管理運営を適切に遂行できる、安定的かつ継続的な経営能力を有していること。
- (2) 市内に事務所又は事業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者資格を有しない者）に該当しないこと。
- (4) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定（市議会議員、市長及び副市長の兼職禁止）に該当しないこと。

- (5) 本市から、指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等の適用を受けていないこと。
- (8) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (9) 手形・銀行取引停止処分等を受けているなど、経営状態が著しく不健全な団体ではないこと。
- (10) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当と認められる団体ではないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。

## 7 募集日程

### (1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 令和3年8月2日（月）から9月22日（水）までとします。
- ② 配布場所 山口市 健康福祉部 健康増進課 地域医療担当（山口市保健センター）
- ③ その他 本募集要項及び仕様書は、市ウェブサイトに掲載しています。

### (2) 現地説明会の実施

- ① 開催日時 令和3年8月25日（水） 午後2時から
- ② 開催場所 山口市徳地山村開発センター 1階 大集会室  
山口市徳地堀1533番地
- ③ 申込方法 参加を希望される場合は、令和3年8月20日（金）までに現場説明会参加申込書（様式2）をFAX又は電子メールで提出してください。  
【FAX】083-925-2214  
【E-mail】kenko@city.yamaguchi.lg.jp
- ④ その他 現場説明会では、質問等は受け付けないので、質問等がある場合は下記の要領により行ってください。

### (3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和3年8月25日（水）から9月15日（水）まで
- ② 受付方法 本募集要項及び仕様書に関する質問書（様式3）に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。  
【FAX】083-925-2214  
【E-mail】kenko@city.yamaguchi.lg.jp

#### (4) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和3年9月6日(月)から9月22日(水)まで  
(最終日の午後5時15分まで)
- ② 提出場所 山口市 健康福祉部 健康増進課 地域医療担当(山口市保健センター)  
〒753-0079 山口市糸米二丁目6番6号  
【電話】083-921-2666
- ③ 提出方法 持参又は書留郵便により、提出期限までの必着とします。  
なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。
- ④ 提出書類
  - ア 指定申請書(様式1)
  - イ 事業計画書
  - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
  - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
  - オ 国、山口県及び本市への税金の滞納がないことの証明
  - カ 収支予算書(令和4~6年度分)
  - キ 本市や他市町村から、過去に指定管理者の指定を受けたことがある者については、その実績が分かる書類
  - ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
  - ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
  - コ 指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿(暴力団排除に係る資格審査のため)
  - サ その他市長が必要と認める書類
- ⑤ 提出部数 正本1部及び副本(正本のコピー)10部  
※各部とも、上記④の順に整えて並べ、インデックスを貼ってください。  
※原則A4縦型とし、ファイルに綴じて提出してください。
- ⑥ その他 必要に応じて、追加資料の提出を求められます。

## 8 選定方法

指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、各委員が選考事項(別紙)に沿って採点した評価値を基に、必要最低限の選定基準を満たした上で、最も高い採点を行った委員の人数が多い申請者(複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者)を、指定管理者候補者として選定します。

## 9 申請に要する経費

申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

## 10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が、記載されていないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 指定管理料予定額を上回る指定管理料で提案があったとき。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるとき。

## 11 ヒアリング

令和3年10月上旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方は、事業計画書等の内容を説明ください。

## 12 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、11月上旬を目途に市ウェブサイトで公表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、所在地、団体概要を公表するほか、選定過程の透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

## 13 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和3年12月山口市議会での指定議案の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

## 14 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか、申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いた上で公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず、指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、指定管理者が毎年度、本市に提出される事業報告書についても、同様に扱います。

## 15 その他

- (1) 提出書類は、お返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

## 16 添付書類

- (1) 指定申請書（様式1）
- (2) 事業計画書作成要領
- (3) 収支予算書（山口市徳地診療所、山口市串診療所）
- (4) 現場説明会参加申込書（様式2）
- (5) 募集要項及び仕様書に関する質問書（様式3）
- (6) 指定管理者の指定申請に係る誓約書（様式4）
- (7) 山口市徳地診療所等指定管理者仕様書
- (8) 山口市徳地診療所整備計画

### 問い合わせ先

山口市 健康福祉部 健康増進課

地域医療担当 中村、河口

電話 083-921-2666

FAX 083-925-2214

E-mail kenko@city.yamaguchi.lg.jp

(別紙) 選考事項

評価の視点	配点
<b>1 管理運営能力</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 診療所事業における実績を有し、徳地診療所等を継続的、安定的に運営できる知見と経営能力があるか (15点)</li><li>・ 長期間安定的な診療所運営 (指定管理業務) を行っていくために十分な人的基盤を有しているか、又は確保の実現性が高いか (15点)</li></ul>	30点
<b>2 管理運営の考え方の理解</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 診療所の設置目的や位置付け等への十分な理解の下、それらに適合した診療所運営の理念や基本方針を有しているか (5点)</li><li>・ 診療所の利用に関し、平等利用の考え方が明確となっているか (5点)</li><li>・ 利用に際しては、障がい者への配慮等、具体的な対応方法が明確となっているか (5点)</li><li>・ 個人情報保護のための適切な措置が取られているか、そのほかの法令順守について配慮されているか (5点)</li></ul>	20点
<b>3 診療所の効果的な管理の実現等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 診療所の管理責任者及び管理体制が明確であり、職員の配置が適切であるか (10点)</li><li>・ 診療所の維持管理計画において、緊急時の迅速な対応等の危機管理体制が整備されており、診療所の安全で適切な管理体制が確立されているか (10点)</li><li>・ 利用者の満足度向上を図る取組が、提案されているか (10点)</li><li>・ 団体の経営に係る知識や経験を診療所の管理運営に活かす提案が、行われているか (10点)</li></ul>	40点
<b>4 収支計画等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定管理者が、管理を安定して行う財政的基盤を有しているか (5点)</li><li>・ 収支計画の算出根拠は、明確で妥当なものか (5点)</li></ul>	10点
合 計	100点